

## 奨学金・顕彰金 平成30年度募集要項

### 本奨学金・顕彰金の趣旨

経済的事由により高等教育機関への就学が困難な者であり且つ美容業界の発展に従事したい者に奨学金を支給、また美容業界の発展に寄与した個人若しくは団体を顕彰し、将来社会に有為な人材を育成すると共に、当該団体を支援しようとするものです。

### 本奨学金・顕彰金の特色

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 奨学生の進路等について本法人は関与いたしません。
3. 他の奨学金制度への併願又は既に利用している方も応募いただけます。

### 1 応募資格

以下の(1)～(3)のすべてに該当する者。

- (1) 美容に関わる知識・技術取得意欲が旺盛であり、学業優秀かつ品行方正であること
- (2) 経済的な理由により高等教育機関への就学等が困難であること
- (3) 就業状況及び生活状況について適宜報告できること

### 2 募集期間

平成30年4月16日(月)～同年6月16日(土) (必着)

### 3 支給の金額

#### 1. 奨学金

種別	年額
第1種	100万円
第2種	50万円
第3種	30万円

#### 2. 顕彰

##### ・個人

種別	年額
第1種	20万円

##### ・団体

種別	年額
第1種	20万円

### 4 支給

年1回 ※採用決定後、必要書類をご提出いただいた方から順次給付を開始します。

### 5 応募手続

#### (1) 応募書類

以下の書類を郵送してください。

- ① 奨学生・顕彰者申請書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書
- ④ 学校長による推薦書
- ⑤ 実績(研究論文発表数、商品開発、特許などの実績が分かるもの)
- ⑥ 小論文
- ⑦ 所得を証明する書類
- ⑧ 個人情報取り扱いに関する同意書

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①、⑧の様式は本法人ホームページからダウンロードしてください。

一般財団法人下村教育財団 HP: <http://shimomurafoundation.org/>

※①～④、⑥～⑧は奨学金対象者 ①、⑤、⑧は顕彰金対象者

## (2) 応募方法

応募書類一式を本法人宛に郵送してください（平成30年6月16日(土)必着）

※直接の持参は受け付けておりません

## (3) 応募・問い合わせ先

一般財団法人下村教育財団 事務局

〒171-0014 東京都豊島区東池袋 2-23-3

TEL: 03-5950-1255 FAX: 03-3988-8227 Mail: info@shimomurafoundation.org

## 6 選考・採用

・選考委員による書類審査、面接

採否は応募者本人および在学（現役学生のみ）に書面で通知

・選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。

・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

## 7 奨学金の支給

本人名義の指定口座への振込払いとします。

※手数料は本法人が負担します

## 8 報告義務

奨学生となった方には、毎年一回、学校が発行する在学証明書・成績証明書を提出いただきます。また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

## 9 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

1. 相当な理由なく休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学したとき
3. 原級にとどまったとき、又は正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込がなくなったとき
6. 奨学生・顕彰者として適当でない事実があったとき、又は処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学金・顕彰金を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生・顕彰者としての報告義務を怠ったとき、又は連絡が取れなくなったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって支給を受けたとき
10. その他、学生としての資格を失ったとき

## 10 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金・顕彰金事業に係る目的にのみ使用いたします。

## 11 その他

学生の方は、在学校の指示に従って応募してください。